

中国公船の領海侵犯及び高圧的な行動等に関する意見書

沖縄県・尖閣諸島周辺の領海外側にある接続水域で中国海警局の公船が連続70日以上、航行しているのを海上保安庁の巡視船が確認している。海上保安庁発表によると令和2年の1月から6月23日までで接続水域への侵入が165日のべ584隻、領海侵犯が12日のべ44隻もの数にものぼる。特に5月8日には操業中の与那国町漁協所属の漁船に中国公船が接近追尾した。本件に関し中国外務省報道局長が5月11日に「日本漁船が中国の領海内で違法な操業をした。」という趣旨の発言をした。さらに機関砲らしきものを搭載した公船が尖閣諸島周辺を常に航行する異常な状態にある。

中国公船が尖閣諸島周辺での行動が活発化している環境の中で、第11管区海上保安本部の巡視船が周囲をパトロールしているとはいえ、那覇市に在住する方を含む多くの漁師の皆様が、豊富な漁場である尖閣諸島周辺で安心して漁業ができない状態であり、市民県民の経済的活動にも大きな影響がでている。

よって、我が国の主権と市民県民の経済活動を守るため、関係機関へ下記事項を強く要求する。

記

- 1 中国政府に対し尖閣諸島周辺の行動に関し強く抗議すること
- 2 尖閣諸島に関する情報を国民に広く広報すること
- 3 尖閣諸島周辺での漁業操業に対し安全安心な環境をつくること
- 4 尖閣諸島を漁場とする漁業関係者に対し適切な経済支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）年6月26日

那 覇 市 議 会

意見書あて先：衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 農林水産大臣
国土交通大臣 防衛大臣 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）